

「札幌市立星友館中学校広報動画作成業務」に係る公募型企画競争（プロポーザル）の実施について、下記のとおり告示する。

令和 3 年（2021 年）11 月 5 日

札幌市長 秋元 克広



記

## 1 担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 3 階  
札幌市教育委員会 学校教育部 教育推進課  
電話 011-211-3851

## 2 契約に関する事項

### (1) 業務名

札幌市立星友館中学校広報動画作成業務

### (2) 業務内容

令和 4 年 4 月に開校する北海道初の公立夜間中学、札幌市立星友館中学校の広報動画の作成業務。詳細は「企画提案説明書」及び「企画提案仕様書」のとおり

※ なお、仕様書中の業務内容は公募開始時点の予定であり、今後、本企画競争における提案内容やその後の協議により、変更する可能性がある。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日まで

### (4) 契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集

イ 企画提案書等の受付

ウ 提案内容について企画競争実施委員会で審査

エ 上記ウの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

オ 上記エの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結

なお、企画競争への応募方法及び提出書類の詳細については、「企画提案説明書」による。

## 3 参加資格

応募者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状

態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

#### 4 手続き等

- (1) 企画競争提案説明書等の交付  
令和 3 年 11 月 5 日（金）から札幌市公式ホームページにて公開。
- (2) 質問書の受付期間  
令和 3 年 11 月 5 日（金）から令和 3 年 11 月 18 日（木）16 時まで
- (3) 参加意向申出書の提出期限  
令和 3 年 11 月 22 日（月）16 時まで
- (4) 企画提案書等の提出期限  
令和 3 年 11 月 30 日（火）16 時まで